

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		民間あっせん機関による養子縁組のあっせん事業の改善命令及び許可の取消し又は停止	
根拠条例・規則等名		民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	
条 項		第 15 条、第 16 条	
所 管 部 課		子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課 (電話：048-711-1798)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法令に処分基準が設けられている。)	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			